「独立行政法人日本学術振興会　財務会計システム　一式　仕様書（案）」に対する意見への回答

No.	頁	項番号等	仕様書（案）の記載内容	意見/質問内容	意見/質問の理由	回答（日本学術振興会記入）
1	記載なし	記載なし	記載なし	三者間賃貸借契約は可能でしょうか。	正確な仕様・要件を確認するため。	可能です。
2	5	1.1.4	契約期間終了後、本会のデータを復元できないように消去できること。	データ消去要件を明記願います。	正確な仕様・要件を確認するため。	「契約期間終了後、不要となったストレージデバイスのデータ消去は受注者の責任において行うこと。なお、データ消去は、NIST800-88消去方式相当以上の強度で消去又は物理的に破壊を行うこと。また、データ消去後に消去に係る証明書を提出すること。クラウド化した場合は、利用終了後に、暗号鍵を利用した論理データ削除を行うこと。」とします。
3	2	3.3.1	また、リース期間は令和10年4月1日から令和15年6月30日までの5年3か月間とする。	昨今の社会情勢の悪化など落札業者に起因しない事由により、全国的なサプライチェーンへの影響等により納品が遅れた場合、賃貸借開始日について、別途協議が可能ですか。	適正な費用見積のため。	賃貸借開始日は延期できません。
4	記載なし	記載なし	記載なし	昨今の社会情勢の悪化など落札業者に起因しない事由により、全国的なサプライチェーンへの影響等により落札後納品までに物件価格の大幅な上昇があった場合、落札金額について別途協議が可能ですか。	適正な費用見積のため。	落札後の落札価格の変更について、増額する場合はその根拠等が明確に説明でき、かつその内容が落札業者の責によらないものであると本会が判断した場合に限り、別途の協議が可能です。
5	1	Ⅰ.ii	本調達の調達物品等一式は下表に示すとおりである。物品等は原則リース契約とする。	意見：付属文書一式に記載の内容を物品およびリース契約対象ではなく、構築期間における役務作業の納品成果物と整理してはいかがでしょうか。	クラウドサービスやパッケージの提供では一般的なリース契約のメリットが乏しく、請負・サービス提供契約を許容いただくことが適切であるため。	仕様書（案）の通りとします。
6	1	Ⅰ.ii	本調達の調達物品等一式は下表に示すとおりである。物品等は原則リース契約とする。	意見：物品（SWやHW一式）をリース提供とする背景を教えていただけないでしょうか。	クラウドサービスやパッケージの提供では一般的なリース契約のメリットが乏しく、請負・サービス提供契約を許容いただくことが適切であるため。	情報機器を複数年にわたり所有することによる運用・整備における負担増を回避する意味から、リース契約としています。
7	1	Ⅰ.ii	・ 契約期間中（５年３か月間）の保守一式（運用保守期間の御見積について）	意見：運用保守期間において、運用保守期間初年度は問い合わせ数増加、最終年度は次期システム移行を検討し御見積費用が増加する傾向にございます。このような御見積の仕方やご提示方法は可能でしょうか。もし標準化した御見積をご要の場合、その形での提示を検討いたします。	初年度は問い合わせの増加、最終年度は次期システム移行への対応により、年度ごとに運用保守費用が変動するため。	見積もりの際、年度ごとに異なる運用保守費用を計上いただいて問題ありませんが、支払いは全期間の総費用を総月数で割り、均等な毎月払いで行います。
8	2	Ⅰ.iii.3.2.	納入の日程及び方法は本会との協議により決定する。	意見：納品物の形態については調達仕様書に明記をお願いいたします。特に紙納品の要否により発生するコスト（御見積）に影響があります。電子媒体による納品を推奨いたします。	納品形態、特に紙納品の要否が見積費用に影響するため。	「納入の日程及び方法は本会との協議により決定する。ただし、成果物等については電子媒体での納入とする。」とします。
9	2	Ⅰ.iii.3.2.	納入の日程及び方法は本会との協議により決定する。	意見：納品物の形態及び電子納品の可否 納品物の形態について、調達仕様書に明記いただけないでしょうか。紙納品の要否は費用に影響するため、原則として電子納品とすることをご検討いただきたくお願いいたします。	納品形態を明確にし、紙納品に伴う追加費用を適切に見積もるため	「納入の日程及び方法は本会との協議により決定する。ただし、成果物等については電子媒体での納入とする。」とします。
10	3	Ⅱ.ⅰ.1.1.	本調達で提案する物品等は、原則として入札時点で製品化されていること。	提案：提案するパッケージソフトの開発元と、その保守・カスタマイズを行う受注者が同一であること（自社開発・自社保守であること）及び受注者は提案システムに十分な知見を有することを提案資料に明記すること」を追記することはいかがでしょうか。 開発元と保守実施者が異なる場合は、その体制・責任分界点・改修可否を明示することをご提案いたします。	開発元と保守・改修主体が異なる場合、責任分界や原因の切り分けに時間を要し、基幹業務の復旧・改修が遅れるおそれがある一方、一貫した体制と責任の一元化により迅速な対応と業務継続性を確保できるため。	仕様書（案）の通りとします。

11	3	Ⅱ.ⅰ.1.3.	本調達で提案するシステムは、入札時点で複数の独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人で運用・稼働されており、かつ受注者が保守していること。またそのことを提案資料に明記すること。	提案：「複数の機関で運用・稼働」の実績を評価するにあたり、入札時点で10件以上構築・運用・稼働中であることの実績要件を追記若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	独立行政法人固有の会計・予算・決算・監査運用に精通した実績豊富な事業者であれば、要件の齟齬や導入・移行リスクを抑え、安定稼働が期待できるため。	仕様書（案）の通りとします。
12	3	Ⅱ.ⅰ.1.3.	本調達で提案するシステムは、入札時点で複数の…機関で運用・稼働されており、かつ受注者が保守していること。	提案：「複数の機関で運用・稼働」の実績を評価するにあたり、提案システム及び入札者それぞれの実績を要件として求めるのはいかがでしょうか。	独立行政法人固有の会計・予算・決算・監査運用への理解が要件の齟齬や導入・移行リスクの低減に直結し、件数に加えて提案システムと入札者それぞれの独法実績を評価することが調達の確実性向上に有益であるため。	仕様書（案）の通りとします。
13	3	Ⅱ.ⅰ.1.4.	本調達で提案するシステムは、入札時点で第三者機関によるセキュリティ監査を実施していること。またそのことを提案資料で証明すること。	意見：本要件の「第三者機関によるセキュリティ監査」について、当該プロジェクトに関与しない社内の独立した要員（監査部門・品質保証部門等）による監査も可としていただけないでしょうか。監査の独立性・客観性は、被監査組織から独立した体制で実施することにより担保したく考えております。	外部監査を必須とすると工数・費用が大幅に増加する一方、プロジェクトに関与しない社内の独立要員でも監査の客観性・独立性を確保でき、コストを最適化できるため。	より厳密な監査とするため、仕様書（案）の通りとします。
14	3	Ⅱ.ⅰ.2.2.	プロジェクトマネージャは、複数の独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において財務会計システム導入又は更新実績を有すること。	提案：プロジェクトマネージャの「複数の財務会計システム導入又は更新実績を有すること」の実績を評価するにあたり、入札時点で3件以上プロジェクトマネージャとして導入又は更新実績のあることといった定量的な実績要件を追記若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	独立行政法人固有の会計・予算・決算・監査運用への対応にはプロジェクトマネージャの経験が重要であり、実績件数の定量評価が調達の確実性向上に有益であるため。	仕様書（案）の通りとします。
15	3	Ⅱ.ⅰ.2.2.	プロジェクトマネージャは、複数の独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において財務会計システム導入又は更新実績を有すること。	提案：プロジェクトマネージャは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のプロジェクトマネージャ試験の合格者、又はProject Management Institute（PMI）認定のPMP資格保有者、若しくはこれらと同等以上の能力を有する者であることを、要件若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	政府機関や独立行政法人等のシステム調達において、プロジェクトマネージャにプロジェクトマネージャ試験（国家資格）やPMP資格（国際資格）等の保有を求めることは一般的です。これらの資格保有を求めることで、貴会はプロジェクトマネージャの遂行能力を客観的な基準で評価でき、本調達の導入・移行リスクの低減と安定稼働に資すると考えます。	仕様書（案）の通りとします。
16	3	Ⅱ.ⅰ.2.2.	本調達の目的を達成するために必要な体制を組むこと。その際、プロジェクトマネージャを置き…	提案：本要件に基づく管理体制における、設計・開発責任者において、IPAのシステムアーキテクト試験の合格者、若しくはこれと同等以上の能力を有する者であることを、要件若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	システムの設計・開発を担う責任者にシステムアーキテクト試験（国家資格）等の保有を求めることは、同種のシステム調達において一般的です。客観的な資格で確認できることで、貴会は要件に適合した確実なシステム構築を見込むことができ、品質面のリスク低減に資すると考えます。	仕様書（案）の通りとします。
17	3	Ⅱ.ⅰ.2.2.	本調達の目的を達成するために必要な体制を組むこと。その際、プロジェクトマネージャを置き…	提案：本要件に基づく管理体制における、運用保守業務責任者又は主要要員に、ITILに関する上位資格（ITIL Expert／Managing Professional等）又はITサービスマネージャ試験合格者等の有資格者を配置することを、要件若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	有資格者の配置により、標準化された管理プロセスに基づく安定的なサービス提供とリスク管理が期待でき、5年3か月の契約期間を通じた品質・業務継続性を客観的に評価できるため。	仕様書（案）の通りとします。
18	3	Ⅱ.ⅰ.2.7.	情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得していることを証明すること。また、プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明すること。	提案：入札者の保有及び提示する認証において、「ISO9001（品質マネジメント）に準拠した品質管理体制を有することを」を追記若しくは加点要件することはいかがでしょうか。	セキュリティ・個人情報保護に加えて品質を組織的に担保する仕組みも重要であり、ISO 9001に準拠した品質管理体制により、安定稼働に資する事業者を客観的に評価できるため。	仕様書（案）の通りとします。

19	4	Ⅱ.ⅰ.4.1.	特に情報セキュリティに関する監視は24時間行うこと。	意見：本仕様要件における、24時間対応は情報セキュリティに対する監視であり、通常時における障害対応及び貴会への報告は平日日中帯（例えば9:00-17:30）、緊急度の高い情報セキュリティに関する障害発生時は協議の上決定としていただけないでしょうか。 もし、24時間障害対応及び貴会への報告が仕様要件となる場合、対象の監視や対応内容を明確化していただきたくお願いいたします。	24時間監視に障害対応・報告まで含めると24時間有人体制が必要となり費用が大幅に増加する一方、自動検知による常時監視、通常対応は日中帯、緊急事案は協議対応とすることで、安全性を保ちつつ過剰なコストを回避できるため。	「契約期間中、本会からの操作方法やシステム障害等の問い合わせ対応、情報セキュリティに関する監視、本会の内部監査や契約内容に関する実地検査への対応、ソフトウェアやサーバ証明書の更新、セキュリティパッチの適用、脆弱性発生時の対応、サプライチェーンリスクを増大させる情報、「独立行政法人会計基準」等の改訂時における対応方針の提供等の保守を行うこと。特に情報セキュリティに関する監視は24時間行うこと。監視方法の詳細は、受託者決定後、本会と協議して決定するものとする。」とします。
20	4	Ⅱ.ⅰ.4.2.	本会からの問い合わせに対しては、1営業日以内に対応方針の返答を、3営業日以内に具体的な対応の返答を行うこと。	意見：貴会の問合せ・インシデント・課題・変更等は、貴会会計課職員や情報システム課職員といった一部職員（全職員ではない）より、お受けし対応させていただく前提で問題ないでしょうか。もしその場合、仕様における記載をお願いいたします。	全職員からの問い合わせを対象とすると、運用保守の作業工数と見積費用が増大するため。	「本会会計事務担当者及びシステム管理担当者からの問い合わせに対しては、1営業日以内に対応方針の返答を、3営業日以内に具体的な対応の返答を行うこと。」とします。
21	4	Ⅱ.ⅰ.4.2.	本会からの問い合わせに対しては、1営業日以内に対応方針の返答を、3営業日以内に具体的な対応の返答を行うこと。	提案：問い合わせにあたっては、一元管理するチケット管理（ITSM）による問い合わせ・履歴管理及びFAQ／ナレッジ整備等の将来性を考慮した要件を追記若しくは加点要件することはいかがでしょうか。	問い合わせ管理において、メールや貴会担当者が参加するメーリングリストを利用する場合、ノウハウナレッジの蓄積や異動時の後任担当者への引継ぎが困難となる。一元管理するチケット管理（ITSM）による問い合わせ管理を行うことで、貴会によるシステム運用の効率化や後任担当者に向けた将来性確保、FAQ／ナレッジ整備による利便性促進を図ることができるため。	仕様書（案）の通りとします。
22	5	Ⅱ.ⅰ.4.4.	前々項に関わらず、災害等の非常事態については、必要な措置について本会との協議により決定すること。	提案：災害等の非常事態への対応について、協議により決定するに先立ち、受注者が大規模災害を想定した復旧手順（遠隔地バックアップからの復旧、目標復旧時間・復旧地点等を含む）をあらかじめ具体的に整備・提示できることを、要件に追記若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	復旧手順と復旧水準（目標復旧時間・復旧時点等）を事前に整備・提示することで、非常時の迅速かつ確実な業務復旧と業務継続性を確保できるため。	仕様書（案）の通りとします。
23	5	Ⅱ.ⅰ.5.4.	カスタマイズの開発体制については資料を提示すること。	提案：提案システム（財務会計システムパッケージ）の開発元とカスタマイズ（改修）の実施主体との関係、及び障害・不具合発生時の責任分界点を明確に示すことを要件に追記若しくは加点要件としてはいかがでしょうか。特に、構築期間及び運用保守期間に対応必要性が発生したカスタマイズについて、設計・製造・テスト・保守までを一貫して実施できる体制であるかを仕様に記載することをご提案いたします。	開発元と改修主体が異なる場合、原因の切り分けや対応判断に事業者間の調整を要し、復旧・改修が遅れるおそれがある一方、関係と責任分界を明確にすることで迅速かつ確実な改修・保守が期待できるため。	仕様書（案）の通りとします。
24	6	Ⅱ.ⅱ.1.7.	クラウドサービスのデータセンタは日本国内に設置され、災害時の同時被災を考慮し、地理的に独立した2拠点以上で冗長化されていること。また、サーバ及びデータの保管・保存は日本国内に限ること。	意見：通常運用時から2拠点で同時稼働（所謂availabilityZoneにおける冗長構成）することを必須とする趣旨か、ご確認させていただけないでしょうか。平常時は１つのavailabilityZone構成とし、バックアップデータを地理的に独立した別拠点に保管、災害時に当該データから復旧できる構成を可能とするよう提案させていただきます。	2拠点同時稼働は基盤・運用コストを大幅に増加させる一方、別拠点へのバックアップ保管と復旧手順の整備でも、同時被災の回避と国内保管を実現できるため。 （参考：AWSのWeb/APサーバ相当サービスの可用性 SLA：Multi-AZ 99.9%、Single-AZ 99.5%）	災害時の対応を確実なものとするため、仕様書（案）の通りとします。

25	6	II . ii .1.7.	クラウドサービスと本会ネットワークは閉域網を利用したVPNで接続すること。	意見：ご提案するクラウドサービス及び貴会ネットワーク間を閉域網VPN接続ではなく、インターネット経由のHTTPS通信（TLS暗号化）に加え、許可されたグローバルIPアドレス以外からの通信を到達させないIPアドレス制限、及びWAF等のアクセス制御も可能とするよう要件変更をお願いできないでしょうか。	閉域網VPNを必須とした場合、専用回線・VPN機器等の初期・運用コストが継続的に発生し、貴会の費用負担が過大となります。一方、本要件の目的である通信経路上の安全性確保（盗聴・改ざん防止）は、TLS暗号化に加え、許可されたグローバルIPアドレス以外からの通信をそもそも到達させないアクセス制御によっても十分に達成可能と考えており要件の目的を満たしつつコスト最適化を図るため。	「クラウドサービスと本会ネットワークは閉域網を利用したVPN等、安全な接続を担保した方法で接続すること。単独電話回線や専用のネットワーク回線を必要とする場合は、その費用（初期費用及び月々の使用料）も本調達に含めること。」とします。
26	6	II . ii .2.1.	ユーザの人数や処理データ量の増加に対して、柔軟に対応できる構成であること。	意見：示された想定利用者数・処理データ量の範囲内で柔軟に拡張できる構成であることを前提とし、当該想定を大きく超える増加が生じた場合は、対応方法・費用について貴会と受注者の協議により別途調整するものとすることを、要件に追記いただけないでしょうか。	想定を大きく超える利用者数・データ量の増加には追加リソースや構成変更が必要となり、当初の調達範囲・費用では対応できない場合があるため。	「ユーザの人数や処理データ量の増加に対して、柔軟に対応できる構成であること。なお、本仕様書にて示す会計規模を大幅に超える増加については、その対応・費用を本会と協議して決定するものとする。」とします。
27	6	II . ii .2.4.	納品時点までに顕在化している脆弱性についてはすべて是正しておくこと。	意見：本要件について、「納品時点までに顕在化している脆弱性」ではなく、「受入テスト開始時点までに顕在化している脆弱性を是正すること」としていただけないでしょうか。なお、受入テスト以降に新たに公開された脆弱性については、緊急度を考慮し協議したうえで、運用保守期間において対応することを提案いたします。	納品直前に公開された脆弱性については、影響調査や対策の実施に十分な期間を確保できない場合があるため。	「納品時点までに顕在化している脆弱性についてはすべて是正しておくこと。是正できない場合は、緊急度を考慮し本会と協議したうえで、運用保守期間において速やかに対応すること。」とします。
28	6	II . ii .2.7.	Webサーバプログラムは下記の要件を全て満たすこと。 （本システムの構成方式について）	提案：本システムの構成方式について、全機能をWebシステム（Webブラウザで利用）で提供する構成を要件に追記若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	クライアントサーバ型システムの場合、各端末に専用アプリ導入・バージョン管理・OS更新時の動作検証を各PCで行う負荷が発生します。Webシステムであれば、各PCにはブラウザのみで足り、パッチ適用・バージョンアップはサーバ側で一元完結するため、端末のキッティング・更改・保守の負荷を大幅に軽減できます。将来を含めた貴会業務基盤システムFAT-PCからの接続や財務会計システム利用における業務を鑑み、効率的および柔軟性を確保できるため。	本項目は、必ずしもクライアントサーバ型システムを示しておらず、むしろWebシステムを前提としています。
29	6	II . ii .2.9.	データベース管理システムは、Oracle Database 19cと同等以上の機能、性能及び信頼性を有すること。	提案：「Oracle Database 19cと同等以上の機能、性能及び信頼性を有すること」という記載を、「商用データベース管理システムと同等以上の機能、性能及び信頼性を有すること」という表現に変更いただくことはいかがでしょうか。なお、後段に記載の具体的な機能（トランザクション管理、バックアップ／リストア、高可用性構成、アクセス制御及び監査機能等）については、変更は不要と考えております。	必要な機能・性能・信頼性は具体的に列挙されており、これらを満たせば製品を限定する必要はなく、特定製品名を一般化することで誤解を避け、公正な競争と最適な調達につながるため。	使用するデータベース管理システムは、現行システムとの連携の必要性から、仕様書（案）の通りとします。
30	7	II . ii .3.2.	障害が発生したときは、速やかに原因を解明でき、迅速に修復するシステム構成と、対応要員の体制を用意し、協議によって定める期間内で復旧すること。	提案：「速やかに」という表現は曖昧なため、障害発生時に求める対応として、目標復旧時間(RTO)や目標復旧時点(RPO)を以下のように定義するのはいかがでしょうか。 －目標復旧時間(RTO)： 障害を検知してからシステム復旧するまでの時間 －目標復旧時点(RPO)： 障害発生時点直近のバックアップ指定時刻 また、それぞれ財務会計システムに求められる要件として一般的な以下要件とすることをご提案いたします。 －目標復旧時間(RTO)： 障害発生から修理完了までの平均時間12時間以内 －目標復旧時点(RPO)： 24時間以内の復旧ポイントにリカバリ	「速やかに」では復旧水準が曖昧であり、RTO・RPOを明確に定義することで、貴会と受注者の認識を統一できるため。	「障害が発生したときは、速やかに原因を解明でき、迅速に修復するシステム構成と、対応要員の体制を用意し、以下の指標に定める期間内で復旧すること。 －目標復旧時間(RTO)： 障害発生から修理完了までの平均時間12時間以内。 －目標復旧時点(RPO)： 24時間以内の復旧ポイントにリカバリ。」とします。

31	7	Ⅱ.ⅱ.3.9.	本会又は本会が委託した者が情報セキュリティ監査や脆弱性診断を実施できること。	意見：脆弱性診断は貴会委託先からではなく貴会NWからの実施としていただけないでしょうか。弊社は、貴会NWの接続において、VPNではなく、貴会NWからのアクセスのみ許可するようにアクセス制限を行うご提案をする想定であるため。 参考）Ⅱ.ⅱ.1.7.1	貴会からのアクセスのみを許可する構成を想定しているため。	脆弱性診断の詳細については、運用開始後、本会と協議により決定します。
32	8	Ⅱ.ⅲ.1.2.	「独立行政法人日本学術振興会会計規程」及び「独立行政法人日本学術振興会会計細則」に準拠していること。	意見：日本学術振興会会計規程や日本学術振興会会計細則といった個別の法人様内の規程に準拠したパッケージはないと思われます。要件の緩和をいただけないでしょうか。	個別法人の会計規程・会計細則にあらかじめ準拠したパッケージはないと考えられるため。	「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠するよう、対応ができること。」とします。
33	8	Ⅱ.ⅲ.1.16.	ログイン時、行う処理に係り任意の処理日を指定できること。ログイン後においても処理日を変更できることが望ましい。	質問：ログイン時及びログイン後に指定する「処理日」 本要件における「処理日」の定義をご教示いただけないでしょうか。システム日付を指す場合は任意の日付へ変更できませんが、起案日等を指す場合は、ログイン後に各業務画面で指定できます。	処理日の定義及びカスタマイズ要否を確認するため	本機能要件を再検討した結果、要件から削除しました。
34	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.4	管理者が本体システムにおいて、認証サーバとの連携に関わらず、任意のユーザ情報を書き換え、当該情報を有効にできること。また、認証サーバに登録がないユーザを登録できること。	質問：管理者によるユーザ情報の書き換え及び有効化 管理者権限を保有するユーザが、財務会計システムのマスタメンテナンス機能によりユーザ情報を変更できれば、本要件を満たすとの理解でよいでしょうか。なお、実行可否は認証サーバとの連携有無ではなく、財務会計システム内の権限設定により制御します。	管理者権限及び認証サーバ連携の考え方を確認するため	管理者権限を保有するユーザが、財務会計システムのマスタメンテナンス機能によりユーザ情報を変更できれば、本要件を満たします。
35	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.7	パスワードの有効期限を定め…なお、パスワードは多要素認証に対応し、管理者権限は共有せず個別に登録設定すること。	意見：「パスワードは多要素認証に対応」 多要素認証については、貴会の業務基盤システム（認証基盤・仮想デスクトップ環境等）側で実施するものとして整理・本仕様要件から削除いただけないでしょうか。財務会計システムは管理者権限を含むアカウントの個別登録・共有禁止のみを求める要件として整理いただきたく考えております。	多要素認証は通常、利用者が最初にアクセスする認証基盤で一元的に行うのが一般的であり、個別業務システムにも実装すると貴会負担費用御増加および認証方式の二重管理と利用者負担の増加につながるおそれがあるため。	「パスワードは多要素認証に対応し、」の要件を削除しました。
36	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.9	前項について、本会が構築・運用するシスログサーバと連携することが可能であること。	提案：「シスログサーバと連携することが可能であること」 常時連携を必須とせず、システム内で1年以上のアクセスログ・操作ログを保存・検索可能な状態で保持し、貴会からの要請に応じて提供（又は四半期に1回等の定期提供）できることを代替手段として認めていただくことはいかがでしょうか。	外部シスログサーバへの常時転送は通信量に応じたデータ転送料が継続的に発生する一方、システム内で1年以上ログを保存・検索し、必要時または定期的に提供する方法でも、証拠保全とコスト最適化を両立できるため。	シスログサーバとの連携の詳細については、運用開始後、本会と協議により決定します。
37	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.3.1	項目マスタDBを設けること。マスタDBを策定する項目は以下を例とし、構築時に協議にて追加・是正する。	質問：構築時に協議して追加・是正する「マスタDBを策定する項目」 弊社ご提案システムでは、管理対象となるマスタの種類及び項目はあらかじめ定められており変更できません。本要件の協議対象は、マスタの種類・項目自体ではなく、各マスタに設定する値との理解でよいでしょうか。	「マスタDBを策定する項目」の定義及びカスタマイズ要否を確認するため	本要件の協議対象はマスタの種類・項目自体ですが、構築時に是正が可能であり、協議の上で項目の削減も可能です。
38	11	Ⅱ.ⅲ.3.1.4.4	発生源申請システムにおいて、相手先マスタの検索・照会結果は、口座番号の後半部分を伏字にすること。	質問：発生源申請システムにおける口座情報等の表示制御 弊社ご提案システムでは、帳票上の口座情報等を伏字にでき、画面上には口座情報を表示しません。この対応により本要件を満たすとの理解でよいでしょうか。	発生源申請システムの対応方法及びカスタマイズ要否を確認するため	発生源申請システムにおいて、申請者が支払先口座を間違うことなく、かつ簡便に支払先を選択できるのであれば、お示しの対応でも要件を満たします。

39	11	Ⅱ.ⅲ.3.1.6.5	伝票は、システム導入時、本仕様書「Ⅲ.資料」を例にカスタマイズできること。	質問：本仕様書「Ⅲ.資料」に記載された帳票レイアウトへの準拠 本仕様書「Ⅲ.資料」に記載されている帳票レイアウトは、必須要件でしょうか。標準帳票による代替可否を含め、求める準拠範囲をご教示いただけないでしょうか。	帳票レイアウトの変更が必要な場合、大規模なカスタマイズが想定されるため	帳票のレイアウトについて、必ずしも「Ⅲ.資料」と同一である必要はありませんが、必要な表示事項等については「Ⅲ.資料」に示す通りですので、標準帳票がこれと異なる場合、カスタマイズできる必要があります。
40	11	Ⅱ.ⅲ.3.1.6.6	伝票には、起案者及び決裁者ごとに決裁印枠を出力し、起案・決裁した時点で、枠内に氏名等を出力すること。	質問：伝票への決裁日及び決裁者名の印字 弊社ご提案システムでは、伝票自体に決裁日及び決裁者名を印字せず、電子決裁システム共通の起案用紙に印字します。元伝票と起案用紙を組み合わせて決裁日及び決裁者名を参照する運用により、本要件を満たすとの理解でよいでしょうか。	伝票自体への決裁日及び決裁者名の印字には対応できず、カスタマイズも不可であるため	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
41	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.6	前項において、起案等の際、起案日は任意の年月日に、決裁日及び施行日は起案日以降の任意の年月日にそれぞれ指定が可能であること。このとき、指定の年月日のユーザ情報やマスタを読み込むこと。	意見：決裁日及び施行日を起案日以降の任意の日付として指定 弊社ご提案システムでは、内部統制の観点から、最終決裁者が起案日以降の任意の日付を決裁日として入力する機能は標準で具備しておりません。カスタマイズは連携元システムの承認日にも大きなカスタマイズ影響が発生するため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため。なお、カスタマイズする場合は、購入依頼、旅費申請、経費申請及び契約決議等の連携元システムの承認日にも決裁日が反映されます。	本機能要件を再検討した結果、要件から削除しました。
42	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.12	起案時及び決裁時、伝票と添付ファイルすべてを含んだ決裁文書一式として画面表示（プレビュー）及び印刷、PDFファイルとしてシンクライアント端末への保存ができること。	意見：伝票及び添付ファイルを含む決裁文書一式の一括保存 弊社ご提案システムでは、決裁文書の情報一式（添付ファイルを含む）をクライアント端末へ一括保存する機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	本機能要件を再検討した結果、要件内容を修正しました。修正後の内容をご確認ください。なお、決裁文書一式のPDF保存については、すべての資料が一つのPDFファイルにまとまっていなくても本要件を満たすこととします。
43	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.14	起案後、起案ルートの最下段階の決裁者に対しユーザ情報を基にメールで通知すること。当該段階の1人以上の決裁後、その直上段階の決裁者に対しユーザ情報を基にメールで通知すること。最終決裁者に至るまで同様とする。	提案：以下仕様要件を必須要件として追記することはいかがでしょうか。「通知は即時（リアルタイム）に行うこと。」	通知時期を即時と明確化することで、決裁の遅延を防ぎ、円滑な決裁業務を実現できるため。	追記しました。
44	13	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.19	起案者は、最終決裁者の決裁前である場合に限り、取り下げ、決裁ルートの変更、案件の削除・修正及び添付ファイルの変更が可能であること。	意見：最終決裁前における起案の取り下げ 弊社ご提案システムでは、取り下げ機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、「取り下げ」を本要件の対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	仕様書（案）の通りとします。
45	13	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.20	決裁者は、最終決裁者の決裁前である場合に限り、起案者や決裁ルート下段階の決裁者に対し、案件の差し戻しが可能であること。	意見：決裁ルート下段階の決裁者への差し戻し 弊社ご提案システムでは、起案者への差し戻しは可能ですが、決裁ルート下段階の決裁者への差し戻し機能は標準で具備しておりません。差し戻し先は起案者のみとするよう、本要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	「決裁者は、最終決裁者の決裁前である場合に限り、起案者に対し、案件の差し戻しが可能であること。」とします。

46	14	II.iii.3.2.3.8	伝票として「経費精算申請書」、「立替申請書」、「立替精算申請書」、「仮払申請書」及び「仮払精算申請書」を作成すること。	意見：「立替精算申請書」の作成 弊社ご提案システムでは、経費申請（立替）は精算払いに対応し、旅費申請では仮払申請及び仮払精算に対応しておりますが、立替精算は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、「立替精算申請書」を本要件の対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	立替申請を精算する機能・伝票を有しているのであれば、伝票の名称・種類数が仕様書で示すものと完全に一致する必要はありません。
47	14	II.iii.3.2.4.2	旅費申請1件当たり、件名、所管部署、申請者、申請日、財源・予算科目・勘定科目、命令区分（依頼/命令）、謝金の有無、用務先・用務内容・用務期間、明細100件以上を登録できること。	意見：旅費申請1件当たりの登録単位及び明細100件以上の対象 件名、所管部署、申請者、申請日、財源・予算科目・勘定科目、命令区分、謝金の有無、用務先・用務内容・用務期間は、旅費申請1件につき各1件を登録するとの理解でよいでしょうか。また、「明細100件以上」は経路明細を指すとの理解でよいでしょうか。認識に相違がない場合、その旨を仕様要件に明記いただけないでしょうか。	要件内容及びカスタマイズ要否の確認のため	「明細」がどのような登録情報で構成されるかは、次項II.iii.3.2.4.3をご確認ください。
48	14	II.iii.3.2.4.3	明細1件当たり、旅行者氏名・所属・職・等級区分、相手先、旅行雑費、消費税区分・源泉徴収税区分、支払区分（例：総合振込、外国送金、口座振替等）、備考、旅程30件以上を登録できること。	意見：旅費申請の旅行者・税区分及び謝金申請の登録方法 弊社ご提案システムでは、旅行者は旅費申請1件につき1名となり、旅費申請で源泉徴収税区分及び消費税区分は入力できません。また、謝金は経費申請入力（謝金）から申請する運用となります。上記運用を許容するよう、本要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	1伝票で同用務の複数名分を処理しないと伝票量が膨大となり、かつ謝金と同時に支払う旅費からは源泉徴収が必要であるため、要件の緩和はできません。仕様書（案）の通りとします。
49	14	II.iii.3.2.4.9	謝金の有無が有の場合、源泉徴収税区分の入力を必須とすること。	意見：謝金がある場合の源泉徴収税区分の入力 弊社ご提案システムでは、謝金は旅費申請ではなく経費申請入力（謝金）から申請する運用となります。上記運用を許容するよう、本要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	謝金と同時に支払う旅費からは源泉徴収が必要であるため、要件の緩和はできません。仕様書（案）の通りとします。
50	14	II.iii.3.2.4.14	経路検索ソフトの検索結果を印刷できること。	意見：経路検索ソフトの検索結果の印刷 弊社ご提案システムでは、経路検索ソフトの画面を表示する方式のため、検索結果を直接印刷できません。画面キャプチャによる保存、又は検索結果をテキストファイルとして決裁文書へ添付する運用を許容し、本要件を緩和していただけないでしょうか。	経路検索結果は財務会計システムに組み込む経路検索ソフトの画面に表示されるため、直接印刷する要件に対応できないため	経路検索ソフトの検索結果画面そのものを印刷できる必要はありません。検索結果のテキストデータを保持したうえでを印刷可能な帳票として出力し、決裁文書への添付等を行う運用を想定しています。
51	14	II.iii.3.2.5.2	明細1件当たり、作業者氏名・所属・職・等級区分、相手先、支給基準、金額・消費税区分・源泉徴収税区分、支払区分（例：総合振込、外国送金、口座振替等）備考を登録できること。	意見：謝金明細における職・等級区分、相手先、支給基準及び支払区分の登録 弊社ご提案システムでは、職・等級区分、相手先及び支給基準は経費申請（謝金）の入力項目にありません。また、支払区分は明細ではなく鑑項目であり、経費申請（謝金）1件につき1種類となります。標準で具備していないため、本要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	前提として、効率的に謝金支払いを行うために1伝票で同用務の複数名分の処理を想定しています。明細ごとに作業者が異なるため、明細には相手先・職・支給基準等の情報が必要です。仕様書（案）の通りとします。

52	15	Ⅱ.ⅲ.3.2.5.5	作業者当たりの謝金及び全員の総額は、用務期間の入力並びに支給基準及び源泉徴収税区分により自動計算すること。	意見：用務期間、支給基準及び源泉徴収税区分に基づく謝金額の自動計算 弊社ご提案システムでは、作業者当たりの謝金及び全員の総額を、用務期間、支給基準及び源泉徴収税区分から自動計算する機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	多くの支給対象者へ同じ支給単価で用務期間の違いにより異なる支給金額を支払うような事態はとてもよく起こりうるため、自動計算機能は必要です。仕様書（案）の通りとします。
53	15	Ⅱ.ⅲ.3.2.5.7	伝票として「謝金支出伺」及び「出勤表」を作成すること（本仕様書「Ⅲ.資料」を参照のこと。）。	意見：伝票としての「出勤表」の作成 弊社ご提案システムでは、「謝金支出伺」は作成できますが、「出勤表」の出力機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、「出勤表」を本要件の対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	本仕様書「Ⅲ.資料」に示される「出勤表」の要素を決裁文書一式に様式として含めることができれば、本要件を満たすものとします。
54	15	Ⅱ.ⅲ.3.3.1.2	支出予算科目の総額が収入予算科目の総額を超過しないよう制御すること。	意見：支出予算科目の総額が収入予算科目の総額を超過しないようにする制御 弊社ご提案システムでは、上記の制御機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	本件は要件から削除しました。
55	15	Ⅱ.ⅲ.3.4.1.	契約決議機能	提案：契約決議画面の明細において、本仕様要件に記載の契約情報を「他システム（契約管理系システム等）やExcelファイル等による連携ではなく、財務会計システム上で一元的に処理できること。」を必須要件若しくは加点要件とすることはいかがでしょうか。	明細数が多く管理が煩雑となる本財務会計業務において、システム上で一元的に管理できることが貴会職員の業務効率化に有益と考えております。手動連携等を想定せず、財務会計システム上の一元管理を仕様要件に明文化することご提案いたします。	仕様書（案）の通りとします。
56	15	Ⅱ.ⅲ.3.4.1.3	契約決議1件当たり、発注日・契約開始日・終了日、相手先・官公需区分、契約区分（物品/工事/役務）、契約総額、品目分類支払条件、契約形態（総価/単価）、契約方法（一括/分割/リース）、資産登録の該非、支払方法（一括後払/一括前払/分割払/リース払）、支払元銀行口座を登録（追加・修正）できること。	意見：契約決議における発注日の登録 弊社ご提案システムでは、契約決議に発注日に相当する入力項目は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、「発注日」を本要件の対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	「発注日」を具備していない場合でも、その他の日付項目（「起案日」等）が登録可能であれば「発注日」に代わる項目として本要件を満たすこととします。
57	16	Ⅱ.ⅲ.3.4.2.2	検収1件当たり、検収日、検収者、契約決議10件以上を登録できること。	意見：検収1件当たり契約決議10件以上の登録 弊社ご提案システムでは、検収は契約決議1件ごとに実施します。「契約決議10件以上」の登録を必須とせず、契約決議1件ごとの検収を許容するよう、本要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	「検収1件当たり、検収日、検収者、契約決議を登録できること。契約決議は10件以上登録できることが望ましい。」とします。
58	16	Ⅱ.ⅲ.3.5.1.3	資産1件当たり、資産番号、資産区分、名称、数量、財源2件以上・予算科目・勘定科目、取得日付、取得事由、取得金額、耐用年数（月数）、償却の該非・減価償却方法・償却開始日、使用者・設置場所、用途区分（例：業務、一般管理等）、中期計画区分（中期計画範囲内/外）、固定資産税分類、現状区分（稼動中/休止/貸与/不用決定済/処分済）、増減事由（例：自己取得、寄付、現物出資、借受、譲与、資本的支出、移動、除売却等）、備考を登録（追加・修正）できること。	意見：資産情報としての取得事由、使用者及び用途区分の登録 弊社ご提案システムでは、取得事由、使用者及び用途区分（業務、一般管理等）に相当する入力項目は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、これらの項目を本要件の対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	仕様書（案）の通りとします。

59	17	Ⅱ.ⅲ.3.5.2.3	複数の資産を一括して移動又は除売却できること。このとき、設置場所等で抽出できることが望ましい。	意見：複数資産の一括移動又は一括除売却 弊社ご提案システムでは、複数の資産を一括して移動又は除売却する機能は標準で具備しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	「複数の資産を移動又は除売却する際、設置場所等で抽出したうえで一括で移動又は除売却できることが望ましい。」とします。
60	17	Ⅱ.ⅲ.3.5.4.1	市場価格を入力することで帳簿価額に対して減損額の計算を行う機能を有すること。	質問：減損額の計算に用いる「市場価格」 本要件に記載されている「市場価格」は、「取得価格」を指すとの理解でよいでしょうか。想定する価格の定義をご教示いただけないでしょうか。	用語の取り違えを防ぎ、要件の認識を合わせるため	「市場価格」と「取得価格」は別です。「市場価格」は初期登録時やその後のタイミングでも適宜存在するもので、「帳簿価額」との間にある程度乖離が生じ際に入力する前提です。
61	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.2.8	伝票として「支払通知書」（PDFファイル）を作成すること。	意見：伝票として「支払通知書」（PDFファイル）を作成 弊社ご提案システムでは、上記は標準で具備していない機能となり、カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	支払通知書の送付は本会の支払慣行として、財務会計システムを通じて発行することが定着しており、対象外とすることはできません。仕様書（案）の通りとします。
62	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.2.9	「支払通知書」には、支払相手先、本会の郵便番号・住所・法人名・理事長名・電話番号、支払予定日、支払金額、源泉徴収税額合計、振込手数料、振込先銀行、振込先口座、担当部署、品名・規格・備考を出力すること。	意見：「支払通知書」への指定項目の出力 弊社ご提案システムでは、「支払通知書」（PDFファイル）の作成機能を標準で具備しておらず、指定項目の出力にも対応しておりません。カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため、本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	支払通知書の送付は本会の支払慣行として、財務会計システムを通じて発行することが定着しており、対象外とすることはできません。仕様書（案）の通りとします。
63	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.2.10	「支払通知書」をオンラインストレージに保存し、支払日に「支払通知書」のURLを相手先に対し相手先マスタを基にメールで送付すること。また、管理者がシステムで「支払通知書」を検索・照会できること。	意見：伝票として「支払通知書」（PDFファイル）を作成 弊社ご提案システムでは、上記は標準で具備していない機能となり、カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	支払通知書の送付は本会の支払慣行として、財務会計システムを通じて発行することが定着しており、対象外とすることはできません。仕様書（案）の通りとします。
64	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.2.11	前項におけるメールは、本会が構築・運用するメールサーバを使用するものとする。また、導入時にメールの件名及び本文をカスタマイズできること。	意見：「支払通知書」のURLを相手先マスタに基づきメール送付 弊社ご提案システムでは、上記は標準で具備していない機能となり、カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	支払通知書の送付は本会の支払慣行として、財務会計システムを通じて発行することが定着しており、対象外とすることはできません。仕様書（案）の通りとします。
65	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.2.12	前々項におけるオンラインストレージは本調達に含めること。なお、クラウドサービスの利用も可とする。また、「支払通知書」は、一定期間の経過により自動削除及び管理者の操作により削除できること。	意見：「支払通知書」のオンラインストレージへの保存・自動削除・管理者による削除 弊社ご提案システムでは、上記は標準で具備していない機能となります。「支払通知書」の保管は財務会計システム外での運用とし、本要件は対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	支払通知書の送付は本会の支払慣行として、財務会計システムを通じて発行することが定着しており、対象外とすることはできません。仕様書（案）の通りとします。
66	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.1.1	債権計上1件当たり、明細（予算科目・勘定科目、所管部署、取引先、金額・消費財区分、状況区分（未収金計上の該非）、入金方法（一括/分割）、入金予定日）999件以上を登録できること。	意見：債権計上1件当たり、取引先、状況区分、入金方法、入金予定日を明細ごとに登録 弊社ご提案システムでは、取引先、状況区分、入金方法、入金予定日は収入決議の鑑項目であり、収入決議1件につき1つの設定となります。明細ごとの登録は標準で具備していないため、要件を緩和していただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	明細（予算科目・勘定科目、所管部署、取引先、金額・消費財区分、状況区分（未収金計上の該非）、入金方法（一括/分割）、入金予定日）の入力項目は検索作業や決算作業、消費税申告に必要なため、要件の緩和はできません。仕様書（案）の通りとします。

67	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.1.2	状況区分は、あらかじめ条件を設定することにより初期表示すること。	質問：状況区分を、あらかじめ設定した条件により初期表示 本要件における「状況区分」の定義、設定条件及び想定する初期表示の内容をご教示いただけないでしょうか。	要件内容及びカスタマイズ要否の確認のため	Ⅱ.ⅲ.3.8.1.1に記載があるように、「状況区分」は未収金計上の該非を登録するものです。想定としては、勘定科目の条件に基づき、「未収計上する」又は「未収計上しない」を初期表示します（未収計上しないは売掛金、未収収益が該当します）。
68	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.3.1	債権計上機能、入金登録機能から情報を引き継ぎ、照合することによる消込の機能を有すること。	提案：消込機能において、以下機能を必須要件若しくは加点要件とすることを提案いたします。 「消込確定を権限に応じて解除・修正できること。」	消込確定後に解除・修正ができないと、軽微なミスでも逆仕訳を都度起票する必要があり、伝票増加と管理の手間が生じます。逆仕訳の乱立を防ぎ、訂正作業の負荷を軽減できるため、左記要件を提案いたします。	仕様書（案）の通りとします。
69	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.3.2	一部又は複数の債権又は入金を組み合わせて照合・消込できること。	意見：一部又は複数の債権又は入金を組み合わせた照合・消込 弊社ご提案システムでは、上記は標準で具備していない機能となり、カスタマイズはシステムに大きな影響を与えるため対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	仕様書（案）の通りとします。
70	19	Ⅱ.ⅲ.3.9.1.5	契約決議に基づいて仕訳伝票を自動起票する際、前払の場合、支払時（前渡金の計上）及び精算時（費用の計上）を自動判定すること。また、経費精算決議に基づいて仕訳伝票を自動起票する際、仮払の場合、支払時（仮払金の計上）及び精算時（費用の計上）を自動判定すること。それぞれ、追加支払する金額は勘定科目「未払金」を、返戻する金額は勘定科目「未収入金」を追加すること。	提案：仕訳機能において、以下機能を必須要件若しくは加点要件とすることを提案いたします。 「戻入（逆仕訳）を仕訳データ取込により簡便に処理できること」	仕訳データ取込により逆仕訳（戻入）を簡便に起票可能とすることを仕様要件に明文化することにより、戻入を仕訳データ取込で逆仕訳として簡便に処理することが可能となります。貴会職員の業務に有益と考え、ご提案いたします。	仕様書（案）の通りとします。
71	19	Ⅱ.ⅲ.3.9.1.6	入金登録に基づいて仕訳伝票を自動起票する際、債権消込済の場合、仮受金を計上しないこと。	質問：債権消込済の場合に仮受金を計上しない仕訳伝票の自動起票 本要件における債権消込から入金登録、仕訳伝票の自動起票までの想定処理フロー及び「仮受金を計上しない」場合の仕訳内容をご教示いただけないでしょうか。	要件内容及びカスタマイズ要否の確認のため	預り金等に計上することになると想定しています。
72	20	Ⅱ.ⅲ.3.9.2.1	予算科目、執行済予算の予算科目を振り替える機能を有すること。なお、予算振替入力を複数回実施する際、概要等が共通しているものについては同一起票として処理できること。	意見：複数の予算振替入力のうち、概要等が共通するものを同一起票として処理 弊社ご提案システムでは、予算振替は入力ごとに別々の振替として処理するため、上記は標準で具備していない機能となります。本要件を対象外としていただけないでしょうか。	カスタマイズ要否の確認のため	決算期の振替等、振替の概要が同一となる起案が多く存在します。効率的な予算振替業務のため仕様書（案）の通りとします。
73	21	Ⅱ.ⅳ.1.7.	試験運用の期間に、本会の求めに応じ、SEが常駐支援すること。なお、本支援内容は本会との協議により決定するものとし、発生する役務等は本調達に含まない。	意見：試験運用期間におけるSEの常駐支援 協議により決定する支援内容の想定として必要に応じたリモートによる支援とし、貴会常駐を想定とする本要件を緩和していただけないでしょうか。	受入テスト支援の前提条件を明確にするため	「試験運用の期間に、本会の求めに応じ、SEの対応を含む支援を行うこと。この時、本会での常駐支援にも対応できること。なお、本支援内容は本会との協議により決定するものとし、発生する役務等は本調達に含まない。」とします。
74	3	Ⅱ.ⅰ.2.2	プロジェクトマネージャを置き、原則として契約期間中は継続して本調達に携わること。	「契約期間中」を「導入期間（契約締結から本運用開始まで）」とする旨に改めていただけないでしょうか。	リース期間を含む5年3か月の全期間にわたり同一要員の継続従事を保証することは人事上困難なため。	仕様書に記載された資格・経験等を保有する者であれば、必ずしも同一要員である必要はありません。
75	5	Ⅱ.ⅰ.5.1	契約期間中、本仕様書に記載した要件の修正や要件の加除が生じた場合、カスタマイズを実施すること。	本仕様書に記載のない要件の追加に係る費用は別途有償とする旨を明記願います。	費用負担の記載がなく、5年3か月間の無償対応とも読めるため、このままの記載では提案が困難なため。	「契約期間中、本仕様書に記載した要件の修正や要件の加除が生じた場合、カスタマイズを実施すること。なお、その際発生する役務は本調達に含まない。」とします。

76	5	Ⅱ.ⅰ.5.2	その場合、本会の要望に合わせて受注者自らがシステムの根幹部分までカスタマイズに応じることができること。	「根幹部分まで」の表記削除をご検討ください。	Ⅱ.ⅰ.1.3により他法人へも提供している「パッケージ」であることが前提となっており、「根幹部分」の改修は他法人への影響及び品質保証の観点から実施できないため。	「その場合、本会の要望に合わせて受注者自らがカスタマイズに応じることができること。」とします。
77	5	Ⅱ.ⅱ.1.1	本調達で用意したハードウェアにソフトウェア及びサーバ証明書（サーバ証明書はユーザ側で証明パスをたどり検証が出来るものとする。）をインストールし、Web/APサーバ及びDBサーバを構築し、システムを安定稼働させること。また、証明書の更新について、自動化に対応できること。	サーバ証明書の導入対象サーバを明確にしていただくことは可能でしょうか。現行システムではWebサーバ及びAPサーバのみに導入しており、DBサーバには導入しておりません。「Webサーバ及びAPサーバを対象とする」とする旨に改めていただけないでしょうか。	導入対象により証明書費用及び構築費用が変動するため。また、一般的にDBサーバにサーバ証明書を導入するケースは限定的と考えています。	昨今のサーバ証明書の利用状況に鑑み、仕様書（案）の通りとします。
78	6	Ⅱ.ⅱ.1.7	本会がクラウドサービスに対して脆弱性診断を実施することが可能であること。	「本会がクラウドサービス上に構築された本会利用環境に対して脆弱性診断を実施することが可能であること」とする旨に改めていただけないでしょうか。	クラウドサービスそのものに対しての診断と読み取れるため。この場合、主要なクラウドサービス事業者の利用規約上、基盤側への脆弱性診断には制限があり、無条件での実施を保証できないため。	「本会がクラウドサービス上に構築された本会利用環境に対して脆弱性診断を実施することが可能であること。」とします。
79	6	Ⅱ.ⅱ.1.7	ラウドサービスと本会ネットワークは閉域網を利用したVPNで接続すること。	閉域網回線の初期費用及び月額費用の負担者を明記願います。本調達に含める場合は、貴会側の接続点（回線終端の設置場所・提供条件）もお示し願います。	Ⅱ.ⅱ.3.3ではリモート接続に要する回線費用を本調達に含める旨明記されている一方、本項には費用負担の記載がなく、見積範囲が判断できないため。	「クラウドサービスと本会ネットワークは閉域網を利用したVPN等、安全な接続を担保した方法で接続すること。単独電話回線や専用のネットワーク回線を必要とする場合は、その費用（初期費用及び月々の使用料）も本調達に含めること。」とします。
80	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.3.2	各マスタ情報は、データベースサーバで一元管理し、統一したコード体系を維持し、世代管理されること。	マスタの中には、有効期間による世代管理を行うことができないものがあります。世代管理の対象とするマスタを、財源、予算科目、勘定科目等の必要なものに限定して明記いただけないでしょうか。	全てのマスタを一律に世代管理の対象とした場合、設計及び試験の負荷が過大となり、適正な費用見積ができないため。また、Ⅰ.ⅲ.1.1により本仕様書の要件は全て必須とされているため。	「各マスタ情報は、データベースサーバで一元管理し、統一したコード体系を維持すること。また、財源、予算科目、勘定科目等の主要なマスタは世代管理されること。」とします。
81	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.3.4	ユーザ情報、相手先、消費税区分、源泉徴収税区分等といった随時更新が発生するマスタデータについて、あらかじめ変更のタイミングがわかるものは、タイマー設定による更新が実行できる機能を有すること。	「タイマー設定による更新」について、想定される動作（バッチ処理による一括更新か、有効期間の到来による自動切替か）をご教示願います。また、源泉徴収税区分は有効期間による管理ができませんので、対象とするマスタから除外していただけないでしょうか。	実現方式により開発規模が異なり、適正な費用見積ができないため。また、対象マスタが限定されない場合、対応できない要件を含む提案となるため。	有効期限の到来による自動切り替えを想定しています。また、源泉徴収税区分については記載を削除しました。
82	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.3.6	各マスタはCSV又はExcelファイルの取り込みにより一括メンテナンスができること。	支払条件、入金条件等、CSV又はExcelファイルの取り込みに対応していないマスタがあります。一括メンテナンスの対象とするマスタを、ユーザ情報、相手先、予算科目、勘定科目等の主要なマスタに限定していただけないでしょうか。	全マスタを対象とした場合、対応できない要件を含む提案となるため。	「多くの登録項目を有するマスタはCSV又はExcelファイルの取り込みにより一括メンテナンスができること。」とします。
83	1	Ⅰ.ⅱ	調達物品等一式及び構成内訳	付属文書一式の記載について、「保守やカスタマイズの体制を示す文書」と「運用・操作マニュアル」の2つの文書が1行に連結されているものと思われます。	納入すべき付属文書の種類及び数を確定する必要があるため。	修正を行いました。
84	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.2	所属部署及び職位は、1ユーザ当たりそれぞれ複数を登録でき、また、人事異動や組織改編に対するメンテナンス性が考慮されていること。	1ユーザIDに紐づけられる所属部署及び職位はそれぞれ1つとなります。1人のユーザに対し複数のユーザIDを付与することにより本要件を満たす対応としてよいか、ご教示願います。	1ユーザに複数の所属部署及び職位を保持させる場合、ユーザ管理及び権限制御の基盤に改修が生じ、開発規模が大きく異なるため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
85	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.3	ユーザは本会が運用する認証サーバ（LDAP）と連携し、自動で登録・削除が行われるようにすること。認証サーバに登録のないユーザについては、別途登録可能とし、認証はアプリケーション側で実施できるようにすること。	認証サーバとの連携による自動での登録・削除について、必須要件ではなく任意要件（望ましい要件）としていただけないでしょうか。困難な場合は、連携方式（LDAP／LDAPS）、同期の契機及び連携対象とする属性情報を併記ください。	自動連携の実現には個別開発を要し、連携方式及び同期の契機が確定しないと工数を見積ることができないため。	「ユーザは本会が運用する認証サーバ（LDAP）と連携し、自動で登録・削除が行われることが望ましい。認証サーバに登録のないユーザについては、別途登録可能とし、認証はアプリケーション側で実施できるようにすること。」とします。

86	9	Ⅱ.ⅲ.3.1.1.7	パスワードの有効期限を定め、一定期間パスワードを変更していないユーザに対しては変更を促す機能を有すること。なお、パスワードは多要素認証に対応し、管理者権限は共有せず個別に登録設定すること。管理者権限所有者のメンバーに変更が生じた場合は、前任者の管理者権限は速やかに抹消すること。個人ユーザと管理者権限所有者が同一の場合は個別に登録すること。 情報セキュリティ事故が発生した場合に備え、1年以上のアクセスログや操作ログを保存するとともに、容易に参照する機能を有すること。その際、ログ解析することで、作業者の特定までできること。いつどこで誰が何をどうしたかが、明確にするために必要な各種ログを取得すること。	パスワードの多要素認証への対応について、必須要件ではなく任意要件（望ましい要件）としていただけないでしょうか。多要素認証を必須とされる場合は、対象とするユーザの範囲及び認証方式をお示し願います。	多要素認証の実装には認証基盤の改修を要し、対象範囲（全ユーザか管理者のみか）及び認証方式が確定しないと工数を見積ることができないため。	「パスワードは多要素認証に対応し、」の要件を削除しました。
87	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.3.9	口座情報1件当たり、口座名義・口座名義フリガナ・銀行名・銀行名フリガナ・支店名・支店名フリガナ・銀行コード・支店コード、種別（普通/当座/総合）・口座番号を登録できること。	口座情報のうち、銀行名・銀行名フリガナ・支店名・支店名フリガナにつきましては、金融機関マスタにて管理しており、口座情報側ではメンテナンスできませんが、よろしいでしょうか。なお、口座情報では銀行コード、支店コードにより管理いたします。	名称項目を口座情報側でも個別に保持する場合、金融機関マスタとの二重管理となり、金融機関の名称変更時にデータの整合性を確保できないため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
88	10	Ⅱ.ⅲ.3.1.4.2	登録画面にて選択入力ができる項目については、検索項目として使用する際にも選択入力する機能を有すること。	外貨区分等、一部の項目につきましては検索条件での選択入力に対応しておりません。検索条件において選択入力を必須とする項目を限定していただけないでしょうか。	全ての項目を対象とした場合、画面の個別改修が広範に生じ、費用が大きく増加するため。	「登録画面にて選択入力ができる項目のうち、検索項目として多く使用するものについては、その際にも選択入力する機能を有すること。」とします。
89	11	Ⅱ.ⅲ.3.1.5.10	金額の入力単位の初期設定は「円単位」と「千円単位」から選択できること。	本項は入力機能全体に係る要件として記載されておりますが、金額の入力単位は原則として円単位であり、千円単位の選択は予算登録機能に限定されます。本対応でよいかご教示願います。困難な場合は、千円単位での入力を必要とする機能をお示し願います。	対象となる機能により改修範囲が異なり、適正な費用見積ができないため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
90	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.2	電子決裁機能は、下表の機能に実装すること。	現行システムでは資産関係機能及び収入関係機能に電子決裁を設定しておりませんが、次期システムでは電子決裁の対象とする必要がございますでしょうか。また、資産関係機能のうち減価償却機能は電子決裁に対応しておりませんので、対象から除外していただけないでしょうか。	電子決裁の対象機能数に応じて決裁ルートの設定、帳票及び試験の工数が増加するため。	減価償却機能は財務会計システムでの電子決済機能としては必須ではありませんので、記載を削除しました。
91	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.7	決裁ルートは5段階以上、1段階当たり5人以上設定できること。	決裁ルートが5段階以上であることは対応可能ですが、決裁者（代行決裁者及び供覧者を含む。）は1案件当たり合計20人までの登録となります。本項の記載のとおり5段階かつ1段階当たり5人とした場合、合計25人となり上限を超過いたします。決裁者の合計人数を「1案件当たり20人以上」としていただけないでしょうか。	本項の記載のとおり5段階かつ1段階当たり5人とした場合、合計25人となり上限を超えるため、対応可否の判断ができないため。	「決裁ルートは5段階以上、1件当たり20人以上設定できること。」とします。
92	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.7	決裁ルートにおける決裁者は、全ユーザを対象に検索・指定できること。また、起案者のユーザ情報を基に自動的に初期表示又は絞り込みができること。代理決裁できるユーザを指定できること。	代理決裁できるユーザは、起案者が指定するのではなくマスタ情報により決定いたします。なお、起案者による決裁者の追加は可能です。本方式により本要件を満たすものとしてよいか、ご教示願います。	代理決裁者を起案者が都度指定する方式とする場合、決裁ルート設定機能の改修を要するため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
93	12	Ⅱ.ⅲ.3.1.7.11	起案後、決裁の進捗に関わらず、決裁ルート上の全員が同時に案件を参照でき、決裁できること。	決裁ルート上の全員が同時に案件を参照できる仕様ですが、決裁の操作は決裁の進捗に応じたものとなり、既に決裁を行った決裁者が再度決裁することはできません。本仕様により本要件を満たすものとしてよいか、ご教示願います。	決裁の進捗に関わらず全員が決裁できる方式とする場合、決裁状態の判定ロジックの改修を要するため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
94	14	Ⅱ.ⅲ.3.2.4	旅費申請機能	現行システムでは旅費・謝金一体型の申請機能となっておりますが、本仕様書の記載のとおり旅費申請機能と謝金申請機能を分割した構成にてご提案してもよいか、ご教示願います。	申請機能の構成により画面及び帳票の改修範囲が異なり、適正な費用見積ができないため。	旅費申請機能と謝金申請機能を分割した構成でも問題ありません。

95	14	Ⅱ.ⅲ.3.2.5.2	明細1件当たり、作業者氏名・所属・職・等級区分、相手先、支給基準、金額・消費税区分・源泉徴収税区分、支払区分（例：総合振込、外国送金、口座振替等）備考を登録できること。	謝金申請の明細項目のうち「等級区分」について、必要となる理由及び想定される利用方法をご教示願います。現行システムでは謝金申請に等級区分の項目を設けておりません。	項目の追加には画面、帳票及びマスタの改修を要するため。	旅費申請機能でのみ必要な項目であったため、要件から削除しました。
96	15	Ⅱ.ⅲ.3.2.5.3	金額は外貨区分を元に外貨を入力できること。	謝金申請において外貨の入力が必要となる理由をご教示願います。発生源申請システムには外貨の入力項目を設けておりませんので、本体システムへの引継ぎ後に入力する運用としてよいか、併せてご教示願います。	発生源申請システムに外貨入力の項目を追加する場合、画面及び税額計算の改修を要するため。	非居住者の国外役務に対し、外貨での支給単価が設定されているため、外貨の入力が必要です。本体システムへの引継ぎ後に入力する運用でも問題ありません。
97	16	Ⅱ.ⅲ.3.4.2.5	契約決議において、契約額は修正できること。	本項は、検収機能において契約決議の契約額を修正できることを求める趣旨との理解でよいか、ご教示願います。併せて、修正を認める範囲（増額・減額の可否、予算差引への反映の要否）もお示し願います。	修正を認める範囲により予算差引及び仕訳への影響が異なり、対応方式を確定できないため。	検収機能において契約決議の契約額を修正できる機能を指していますが、機能要件Ⅱ.ⅲ.3.4.2.1に含まれる機能であるため、重複として記載を削除しました。なお、修正を認める範囲は、（増額・減額：可、予算差引への反映：要）となります。
98	16	Ⅱ.ⅲ.3.4.2.6	契約関係検索・照会・出力機能	「契約関係検索・照会・出力機能」が「3.4.2. 検収機能」の配下に記載されておりますが、独立した項番（3.4.3.）とすべきものと思われます。	提案資料において要件との対応関係を明示する必要があるため。	修正を行いました。
99	16	Ⅱ.ⅲ.3.4.2.6	資産1件当たり、資産番号、資産区分、名称、数量、財源2件以上・予算科目・勘定科目、取得日付、取得事由、取得金額、耐用年数（月数）、償却の該非・減価償却方法・償却開始日、使用者・設置場所、用途区分（例：業務、一般管理等）、中期計画区分（中期計画範囲内/外）、固定資産税分類、現状区分（稼動中/休止/貸与/不用決定済/処分済）、増減事由（例：自己取得、寄付、現物出資、借受、譲与、資本的支出、移動、除売却等）、備考を登録（追加・修正）できる こと。	資産登録情報のうち「固定資産税分類」について、現行システムでは項目を設けておりません。次期システムにおいて追加する必要がございますでしょうか。必要な場合は、当該項目の用途及び設定する区分値をお示し願います。	項目の追加には画面、帳票及び資産台帳の改修を要するため。	固定資産税申請時に用いるため、項目の追加が必要です。区分値は「土地、家屋、償却資産」を想定しています。
100	17	Ⅱ.ⅲ.3.6.1.2	本仕様書「Ⅱ.ⅲ.3.2.3.経費精算申請機能」、「Ⅱ.ⅲ.3.2.4.旅費申請機能」及び「Ⅱ.ⅲ.3.2.5.謝金申請機能」と同様の機能を有すること。	本体システムの経費精算決議機能では、「Ⅱ.ⅲ.3.2.4. 旅費申請機能」及び「Ⅱ.ⅲ.3.2.5. 謝金申請機能」の旅程及び作業者等の項目を保持しておらず、決議に必要な情報のみを引き継ぐ方式となります。本方式により本要件を満たすものとしてよいか、ご教示願います。	本体システムに旅費・謝金の全項目を保持させる場合、データ構造及び画面の大規模な改修を要するため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。
101	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.1.5	複数の債務計上の登録内容を一括で変更できること。	本項の「複数の債務計上の登録内容を一括で変更」について、想定される操作をご教示願います。CSV又はExcelファイルの取り込みによる変更としてよいか、併せてご教示願います。また、一括変更の対象とする項目及び想定件数もお示し願います。	実現方式及び対象項目により開発規模が異なり、適正な費用見積ができないため。	本機能要件を再検討した結果、要件から削除しました。
102	18	Ⅱ.ⅲ.3.7.1.5	「支払通知書」をオンラインストレージに保存し、支払日に「支払通知書」のURLを相手先に対し相手先マスタを基にメールで送付すること。また、管理者がシステムで「支払通知書」を検索・照会できること。	現行システムでは、オンラインストレージへの保存ではなく、指定日時における支払通知書のメール添付による自動送信としております。次期システムではオンラインストレージへの保存及びURLの送付方式に変更する想定でよいか、ご教示願います。併せて、年間の送付見込件数、URLへのアクセス制御の要否及び「一定期間」の具体的な保存期間をお示し願います。	オンラインストレージ及びメール送付基盤を新たに構築する場合、本調達の範囲及び費用が現行方式と大きく異なるため。	PDFの送付方法はオンラインストレージへの保存に限りません。送付方法に指定がない旨、仕様書の記載を修正しました。
103	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.1.1	債権計上1件当たり、明細（予算科目・勘定科目、所管部署、取引先、金額・消費財区分、状況区分（未収金計上の該非）、入金方法（一括/分割）、入金予定日）999件以上を登録できること。	「消費財区分」は「消費税区分」の誤記と思われます。ご確認願います。	記載内容の確認のため。	修正を行いました。
104	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.2.2	入金の登録と収入予算の執行を同時に行えること。	収入予算の執行は、入金の登録時ではなく確定（施行）処理時に行う仕様となります。本仕様により本要件を満たすものとしてよいか、ご教示願います。	入金登録と同時に予算執行を行う方式とする場合、予算差引処理の改修を要するため。	お示しの仕様でも本要件を満たすこととします。

105	19	Ⅱ.ⅲ.3.8.3.4	収入関係検索・照会・出力機能	「収入関係検索・照会・出力機能」が「3.8.3. 照合・消込機能」の配下に記載されておりますが、独立した項番（3.8.4.）とすべきものと思われます。	提案資料において要件との対応関係を明示する必要があるため。	修正を行いました。
106	21	Ⅱ.ⅳ.1.6	試験運用の期間及び本運用初年度の期間に、本会会計課等の職員（約20名）を対象とした操作研修を実施すること。その際、研修場所及び当該職員向けシンクライアント端末は本会が用意するものとする。日程や実施形式は本会との協議により決定する。	試験運用の期間及び本運用初年度の期間のそれぞれにおいて、想定される操作研修の実施回数及び1回当たりの所要時間をお示し願います。	実施回数及び所要時間により要員の稼働工数が異なり、適正な費用見積ができないため。	操作研修の実施は試験運用の期間のみ必須とするよう記載を変更しました。また、実施は1回、3時間程度を想定しています。
107	1	Ⅰ ii	・本調達の調達物品等一式は下表に示すとおりである。物品等は原則リース契約とする。 物品等 ☒ ソフトウェア一式 ・ハードウェア一式 ・付属文書一式 役務等 ☒ 次期システム導入のためのカスタマイズ・構築及び調整 ☒ 契約期間中（５年３か月間）の保守一式 ☒ 現行システムから次期システムへのデータ移行一式 ☒ 操作研修一式	・付属文書は、「リース物件」ではなく、「契約に付随する成果物・文書」と考えるのが一般的だと思われますので、リース対象である物品等から除外し、付属文書の提出等、別項目にした方が良いと考えます。	・付属文書の取り扱いの明確化のため。	修正を行いました。
108	1	Ⅰ ii	同上	・リースにあたっては、リース会社を含めた三者間契約（第三者賃貸）も可能でしょうか。	・契約方法の確認のため。 ・金額算出に必要なため。	可能です。
109	1	Ⅰ ii	同上	・アプリケーションプログラムは物品としてリース、カスタマイズ・構築及び調整は役務として一括払という認識で良いでしょうか。 カスタマイズ・構築及び調整もリースに含めることも可能ですのでご検討ください。	・金額算出に必要なため。	カスタマイズ・構築及び調整もリースに含め、システム導入から次期システム移行までの全ての費用を総月数で割り、均等な毎月払いを行います。
110	1	Ⅰ ii	同上	・ハードウェアはクラウドを想定しています。クラウドの場合、リースでなく利用契約となりますのでご承知おきください。 リース契約と併せて毎月払いは可能です。	・金額算出に必要なため。	カスタマイズ・構築及び調整もリースに含め、システム導入から次期システム移行までの全ての費用を総月数で割り、均等な毎月払いを行います。
111	1	Ⅰ ii	同上	・契約期間中（５年３か月間）の保守一式は毎月払いでしょうか。 その場合、年度ごとの月額は均等でなくとも構わないでしょうか。	・金額算出に必要なため。	カスタマイズ・構築及び調整もリースに含め、システム導入から次期システム移行までの全ての費用を総月数で割り、均等な毎月払いを行います。
112	1	Ⅰ ii	同上	・ 現行システムから次期システムへのデータ移行一式、操作研修一式は完了後に一括払でしょうか。	・金額算出に必要なため。	カスタマイズ・構築及び調整もリースに含め、システム導入から次期システム移行までの全ての費用を総月数で割り、均等な毎月払いを行います。